

Vol.4 No.30 2009年12月

『水質汚濁の環境基準の改正』

水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の改正

<平成21年11月30日 環境省発表>

環境省は、同年9月15日に中央環境審議会水環境部会より答申がなされた『水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の項目』の追加等を行うことを、環境省告示として発表しました。

今回発表され改正された環境基準の内容は以下のようになります。

1. 公共用水域においては、新たに人の健康の保護に関する水質基準として、「1,4-ジオキサン」が追加されました。
2. 地下水においては新たに地下水の水質汚濁に係る環境基準項目として「塩化ビニルモノマー」、「1,4-ジオキサン」が追加されました。更に、現行のシス-1,2-ジクロロエチレンから、1,2-ジクロロエチレンに変更されました。
3. 水質環境基準及び地下水環境基準における「1,1-ジクロロエチレン」の基準値が見直されました。

〔人の健康の保護に関する環境基準等の見直し内容〕

項目	水質環境基準	地下水環境基準
1,2-ジクロロエチレン	1	0.04 mg/L 以下 (シス体+トランス体)
塩化ビニルモノマー	2	0.002 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	0.05mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下 (現行 0.02 mg/L 以下)	0.1 mg/L 以下 (現行 0.02 mg/L 以下)

- 1: 現行どおり、シス体は環境基準値として、トランス体は要監視項目として継続。
- 2: 要監視項目として継続。

今回の環境基準の見直しにより、先に改定された水道水質基準などとの整合性が図られました。

1,4-ジオキサンは、先に定められた飲料水における基準により、水道原水の取水停止事例が報告されています。また、公共用水域への排出量が多く、親水性で揮発しにくい性質であるため、環境基準項目への追加が行われました。塩化ビニルモノマーや1,2-ジクロロエチレンは、土壤中の微生物によりトリクロロエチレン等から分解生成する可能性があり、毎年継続して地下水中の検出事例が確認されるため、今回の改正が行われました。これらを踏まえ、水質汚濁防止法に基づく排水規制の諮問が行われます。



水道水質基準値及び管理目標値の改正

平成21年6月に行われた水質基準逐次改正検討会により、「カドミウム及びその化合物」の基準値が0.003mg/L以下に変更されます。この改正は、平成22年4月施行の予定です。

〔水道水質基準、水質管理目標設定項目の改正案〕(単位 mg/L)

項目	新	旧	
水質基準			
カドミウム及びその化合物	0.003	0.01	
水質管理 目標設定 項目	1,1,2-トリクロロエチレン	削除	0.006
	トリクロロエチレン	0.3	0.04
	ジクロロエチレン	0.009	0.008
	メチルセレン	0.02	0.009
	ブチルジチン	0.1	0.04
	エチルジチン	0.03	0.01
	ヒドロキシベンゼン	0.3	0.2

～ 編集後記 ～

暦では大雪を過ぎ、日本各地から雪の便りも聞こえてきました。今年の夏は、エコブームでグリーンカーテンを作っている家を多く見ました。私も自宅の南側窓にゴーヤとアガオでグリーンカーテンを作り、今年の夏をエコライフで乗り切りました(右写真: ゴーヤの実)。今年の冬は、湯たんぽで「あたたかエコ睡眠」です。



環境科学センター 農学博士 柿沼範洋

業務内容

調査・分析・測定部門 (水質・大気・土壌・食品・特殊分析・環境アセスメント)
 プラント・工事・メンテナンス部門 (排水・用水処理の設計及び施工・各種メカニカル)
 水処理薬品部門 (ホウ酸・空調用水処理薬品・化学洗浄関連薬品他)
 環境保全機器部門 (滅菌剤・ろ過装置・各種測定計測器 他)

